

報部

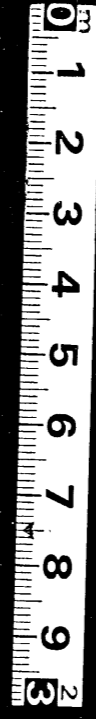
府督總濟台
輯編部報情

號旬下月五

[號九、八十九第]

昭和十五年九月二十日第三種郵便物認可
昭和十五年五月二十一日發行
（毎月一日、十一日、二十一日 三回發行）
（第九十八、九號）

- ☆最近に於ける臺灣の水産業
殖産局水産課
- ☆皇民化と教育
今井盛太郎
- ☆臺灣育英財團事業開始に就て
臺灣育英財團
- ☆蘭印事情
外事部第一課
- ☆華僑移民史
臨時情報部
- ☆最近公布の法令
地方情報
- ☆良書紹介



露光量違いにより重複撮影



旬 間 日 誌

五月十一日(土)

▽國策閣議 首相官邸に於て開催
▽ノモンハン事件一周年
▽獨軍和關、白耳義に進入
▽チエ英内閣總辭職、後繼内閣はチャーチル海相組織

五月十二日(日)

▽有田外相歐洲大戰の東洋波及に關し決意を闡明
▽日印會商成る

五月十三日(月)

▽英學國內閣成る ○臺北州教育者大會開催(於臺北市公會堂)
▽獨軍ルクセンブルグ國全土を掌握(獨軍發表)

五月十四日(火)

▽天皇陛下 神宮山陵御親拜あらせらる旨行幸日程の非公式發表

▽和關の聲明不履行に對し帝國は事態の真相を糾明
▽第三回國勢調査計畫基本要綱を決定

五月十五日(水)

▽滿洲國皇帝陛下 六月末日御來朝に決定 ○小林總督上京
▽關印に反日空氣 齊藤總領事より嚴重抗議
▽黃埔江上流一部開放實施
▽獨軍和關の全要衝攻略(獨軍發表)

五月十六日(木)

▽全和關軍遂に獨逸軍に降服
▽在東京和關公使は關印總督に直屬

五月十七日(金)

▽獨軍マデノ線突破
▽ベルギー國排日暴動に對し帝國嚴重抗議
▽南米帝國大使會議リオデジャネ

ロに於て開催

五月十八日(土)

▽獨軍パリに迫る
▽白國首都に獨軍突入

五月十九日(日)

▽阿部大使在支總領事を招集
▽興亞院軍票價引上げ積極的工作を進む
○東部臺灣に於ける配電事業と合同統一に決定
○臺南孔子祭

五月二十日(月)

▽小林總督參内拜謁仰付らる
▽厚生省より全國優良多子家庭を表彰に決定
▽ベルギー外務省より公文を以て在留民の保護と損害賠償を約す
▽總督東京に於て拓相と會談

露光量違いにより重複撮影



旬 間 日 誌

五月十一日(土)
 ▼國策閣議 首相官邸に於て開催
 ▼ノモンハン事件一周年 ▼獨軍和蘭、白耳義に遊入 ▼チエ英内閣總辭職、後繼内閣はチャーチル海相組織
 ▼和蘭の聲明不履行に對し帝國は事態の真相を説明 ▼第三回國勢調査計畫基本要綱を決定
 五月十二日(日)
 ▼有田外相歐洲大戰の東洋波及に關し決意を闡明 ▼日印會商成る
 五月十三日(月)
 ▼英學國內閣改組、臺北喇教育省大會開催(於臺北市公會堂)
 ▼獨軍ルクセンブルク國全土を掌握(獨軍發表)
 五月十四日(火)
 ▼天皇陛下 神宮山後御遊幸お召せらる旨行幸日程の非公式發表
 五月十六日(木)
 ▼全和蘭軍遂に獨逸軍に降服 ▼在東京和蘭公使は南印總督に直屬
 五月十七日(金)
 ▼獨軍マダノ總突襲 ▼バルト國排日暴動に對し帝國嚴重抗議 ▼南米帝國大使會談リオデジャネ
 五月十八日(土)
 ▼獨軍パリに迫る ▼白國首腦に獨軍突入
 五月十九日(日)
 ▼阿部大使在支總領事を招集 ▼興亞院軍票價引上げ積極的工作を進む(東部臺灣に於ける陸軍事業と合同統一に決定) ○臺南孔子祭
 五月二十日(月)
 ▼小林總督管内并訪仰付らる ▼厚生省より全國優良多子家庭を表彰に決定 ▼バルト外務省より公文を以て在留民の保護と損害賠償を約す ▼總督東京に於て拓相と會談



最近に於ける臺灣の水産業

殖産局 水産課

臺灣の水産總額は昭和十三年に於て二千五百萬圓に達し、明治四十三年には僅に二百十餘萬圓に過ぎなかつたものが、其後逐年増進し約三十年間に十二倍の金額を示してゐる。之を最近十箇年の産額に見るに昭和四年は二千百萬、昭和八年には一千六百萬圓、事變以來は二千百萬圓を示してゐる。今昭和十三年に就て見るに、水産總額の中漁獲高は一千六百萬圓にして六

六%を占め、養殖は六百萬圓二四%、製造高は二百萬圓一〇%に當るのである。

漁獲高に於ては遠洋漁業七〇%、沿岸漁業三〇%にして内地の沿岸漁業を主とし、遠洋漁業従たるに反する本島漁業の特徴である。

遠洋漁業は底魚漁業と浮魚漁業とに分たれ、底魚漁業は所謂「トロール」漁業と機船底曳網漁業を其の代表

的のものとし、漁場は支那東海より南支那海に亘り年額六百萬圓の産額を示す、浮魚漁業は魷、旗魚、鱈延縄又は突棒漁業等にして、其の漁場は臺灣東部沖合より南支那海一圓を主とし、スルー海、セレベス海、菲島東海の一部にも及ぶ、之亦年額五百萬圓の水揚を示してゐる。而してこの二つの漁業は臺灣の代表的漁業なるが故に、之が消長は本島水産の盛衰を左右するのは當然である。

今本島に於ける漁獲高十萬圓以上のものを擧げれば、廻遊性のものとしてはマグロ、カヂキ、イワシ、フカ、ソウダカツラ、ボラ、サワラ、マガツラ、アジ、サバ、底着性の漁業はチグヒ、グチ、エツ、マダヒ、レンコグヒ、オボグヒ、エビ、イカ、ニベ等にして、其他のものとしては珊瑚、高瀬貝、廣瀬貝、海人草等がある。

本島漁業の漁場は前述の如く相當廣大なる海面に亘つてゐるが底漁場として東支那海二〇〇、〇〇〇方哩

(有效漁場七五、〇〇〇方哩)、南支那海六七、〇〇〇方哩(有效漁場一七、〇〇〇方哩)、東京灣五〇、四〇〇方哩(有效漁場一〇、七一〇方哩)、計三一七、四〇〇方哩(有效漁場一〇二、七一〇方哩)となる。浮魚漁場としては南支那海三一〇、〇〇〇方哩、スルー海六一、二〇〇方哩、セレベス海一〇四、四〇〇方哩、太平洋四八九、〇〇〇方哩、計九六四、六〇〇方哩に亘るのである。近き將來には更に濠洲近海及印度洋に迄進出せんとするの機運に在り、其の前途實に文字通り洋々たりと謂ふべしである。

現在の従業漁船を大別して動力附漁船と無動力船とせば、動力附一、一九四隻、二五、一〇五噸、無動力四、〇一六隻、五、二九四噸となる。之に在來の漁船竹筏五、三〇三隻を加ふれば總て一〇、五一三隻に上るのである。

養殖漁業は主として西部沿岸方面に於て古くより發達し來つたものであるが、其の魚種は主としてサバヒ

イ、カキ、ツアウヒイ、レンヒイ、ボラ等にて何れも十萬圓以上の産額を示し其の總産額は前述の如く約五百萬圓である。

本島水産加工製造に於ては鱈節(二七〇、〇〇〇圓)、カラスミ(二九〇、〇〇〇圓)、カマボコ(一九〇、〇〇〇圓)、鱈鱈(一三〇、〇〇〇圓)、珊瑚(一〇〇、〇〇〇圓)等を主要なるものとするが、鱈鱈以外は内地方面に比し極めて不振なる状態にあるといつてよい。

事變以來皮革の軍需増大による刺激と牛皮の輸入が抑壓せらるゝに至つたため水産動物皮革製造業に著しく拍車を加へられるに至り、就中鮫皮は牛皮代用として品質價額等適當なることを認めらるゝや、本島に於ても鱈鮫類の漁獲増加及皮革処理が急速に重要視せらるゝに至り、従來は鮫は鱈鱈を採つた後を魚丸、カマボコ原料及本島人食料となつてゐたが、皮革代用として登場するに及び、漁獲及剥皮に對し相當の奨励金を交付して蒐集せしめ、皮革供給確保に相當の貢獻を勤める様になつてゐる。

四

次に、水産貿易状況を觀察して見れば、昭和十三年に於て輸入額は四十萬圓、移入額は一千五百萬圓、輸出額は五十萬圓、移出額は三百萬圓を示してゐる。輸入の主なるものは北海鱈にして全體の八割、移入に於ても北海鱈を大宗とし鯧、鮭、鰻、朝鮮鱈、鰻等に次ぐ。輸出としては従來前記輸入鹽乾魚の對南支輸出が其の全部なりといつてよいのであるが、即ち内地移入品の仲繼品が主要部分を占めてゐるのである。本島産としては僅に大連向旗魚、鮪等の少量を擧げ得るのみである。然し最近上海、廣東方面への手繰物の出増を見つゝあり、事變下の一時的現象でないかと思はるゝも、南支方面の治安確立に伴ひ仲繼乾魚類の輸出貿易は急速に回復し、やがて昭和四年頃の最盛期に於ける輸出高四百萬圓以上に達することは、遠からぬことと看られてゐる。或は其の數倍にも達するものと考へなければならぬ。移出は鮪、旗魚が主で其の生産高の三割乃至四割を移出し、移出額中の六割

を占めてゐるが、内地重要都市中央市場へ揚げられ都會人向に賞美せられて居る事は廣く知られてゐる。

此の外鮪鱈が之亦事變下に新しく動き出したものとして、外貨獲得の重要使命を帯び、殆ど同製産品が今の處では加奈陀へ輸出せられてゐる。其の生産高十四年は一萬一千圓、十五年は三萬圓の輸出計畫である。併し乍ら結局水産貿易は約八百四十萬圓の入超にして、島内消費は三千二百萬圓、實は自給自足が出来て居ないのは甚だ遺憾とする所である。

最後に水産投資額を見るに漁業組合一三、〇〇〇圓、水産會五〇三、〇〇〇圓、産業組合四、八三二、〇〇〇圓、銀行三五五、〇〇〇圓、會社資本(公稱資本金)二一、八九六、〇〇〇圓、合計二七、五五二、〇〇〇圓を示してゐるのであるが、之を臺灣全島の會社拂込資本金額三億五千七百萬圓に比較すれば、其の一割にも足らないのであるが、而し此の點は産業態様如何にかけて觀察せらるべき筋もあり、必ずしも一般と同日

に論ぜらるべきでないかと思ふ。

以上で最近に於ける臺灣水産の概要を述べた譯であるが、既に述べた如く漁獲高中沿岸漁業は三〇%を占むるに對し、遠洋漁業は七〇%の高率を示してゐる。是は臺灣漁業の特長であることは前述の通りであるが、本島に於ては海岸線が單純で、西海岸は遠淺であり、東海岸は大斷崖許りにて良好なる船溜に乏しいがために見る現象である。日本全國漁業高に就て見れば、臺灣とは全く逆に沿岸漁業六三%、遠洋漁業三七%を示してゐる。彼の有名な北海遠洋出漁にしても尚且沿岸漁業に及ばぬといふことは刮目すべきことである。

而して臺灣の總水産額は帝國の三%餘に過ぎず、漁獲高は四%、養殖高は一四%、製造高は〇・八%の低率に當る。此の製造高の少いことは著しく注目されるが、之は一には漁獲品種が内地、朝鮮に於ける鮭、鱈、鯧、鰻等の如き大量ものでなく製造加工向でない事に

五

依るが、二には市場の開拓が行届かず技術も進んで居ないためである。

養殖高に於て比較的高率を示してゐるのは、西海岸に於て養殖適地が割合に多いからで、其の甲當生産高は一甲當二三一圓に上り、今後適地開發海埔地利用等に努め、且技術と養殖品種目の選擇宜しきを得れば、内地と異なり氣候に恵まれて成熟時が早いだけに水産として一特色を發揮するものと考へられてゐる。

次に漁獲高と漁船の全隻數とを比較すれば、臺灣にては一隻當り一、四九〇圓となり、日本全國としては八八八圓となるに付き、遙に本島側が優位にある。漁船數に動付一、一九四隻、無動力四、〇一六隻、竹代を加へると一〇、五一三隻に上るが、之を日本全國の數字に比較すれば、全隻數にては僅に二%四、此の中動力船は内地の六六、二九九隻に對して約一、八%の低率に當るのである、從て本島に於ては今後相當數の動力付漁船の増加を圖る餘地が多いといふことを示唆して

大體五割増加に當つてゐる。

之を人口一人當りの消費高として觀察すれば、全國の平均一人當り、六圓八十四錢なるに比較すれば、臺灣では一人當り四圓二十錢にして相當の開きがある。之は本島では豚肉脂を嗜好する關係もあるが、今日國民體位向上の高唱される折柄大いに今後魚食の奨励を計らなければなるまいが、現在已に自給自足が出来て居ないのであるから、甚だ心細い次第である。

之を要するに臺灣の水産としては、差當り時節比較的資材の掛からぬ沿岸漁業及養殖事業の奨励を考慮しなければならぬが、甚だしく貧弱なる人的資源と物的資源とを確保し、前途洋々たる南支、南洋方面に遠洋征服を策するに至つては、今日豫想も及ばぬ一大躍進を遂げることは明瞭である。

此の南支、南洋水産戰こそ帝國南進國策最前線のものとして、吾人共に大いに奮勵を要する次第である。已に内地側にも非常なる希望を以て進出せんとしつつあり、本島水産の使命や、眞に重大なりと謂ふべ

るもので、沿岸魚港築造と相俟て無動力船は逐次動力船に更改して行かなければなるまい。従業員は内地人五、八八七人、本島人一一一、二四一人、其他八三九人、合計一、一七、九六七人にて、全國の二百五萬人に比較すれば僅に五%七に當る、更に一人當り生産高を檢討して見れば、全國の三三二圓に對し臺灣では一九九圓を示すに過ぎないのである。

以上の數字が示す通りに、臺灣に於ては人的にも物的にも水産陣が極めて貧弱にて、其の現在漁獲高の甚だしいことは言ふ迄もなく當然の歸結である。然し隣つて漁場關係を見るに、已に述べた如く南支、南洋方面の廣大なる漁場を保有してゐるのであるから、假に全國同様の一人當りの生産高を上げ得るものとせば、直に一千四百乃至一千五百萬圓の増産は考へ得らるゝ次第である。

次に需給關係を見るに、此は十年前の島内消費額二千四百萬圓に比するに、昭和十三年は三千二百萬圓、

きである、今や南洋の豐庫は世界を制覇すと謂はるゝに於てをや。

お知らせ!

「部報」は臨時下臺灣の一使命を擔つて宣傳、報導陣に登場以來既に三年、號を累ねること、茲に九十八號に達しました。

そこで來るべき第百號を記念し、更に將來一段と躍進せんが爲め、本年六月十七日の始政記念日を期し、斷然内容に一大刷新を加へ、時事解説を主とし、併せて日常の公私生活に緊切な資料を採録して、大いに江湖の要需に對ふべく、編輯部に於て目下その準備に忙殺されてゐます。この準備のため、六月上旬號(九九號)は便宜本號に繰上げ、合併號と致しました。

而して第百號以降は毎月二回(一日、十五日)第百號に限り、十七日發行)發行と改め、尙發送方法に就ても、一層改善を加へて、その圓滑を期してゐます。相不變大方の御聲援を祈ります。

部報編輯部

皇民化と教育

今井盛太郎

近來特に皇民化と云ふ事が強く唱へられて來た。今から八九年前までは、この語も餘り耳にしなかつたし、又同化等といふ詞も一部の者には好感を以ては迎へられなかつたが、こゝにも時代の力といふものが感ぜられる。皇民化の意義も、之を口にする人々によつて種々に解釋されてゐる様ではあるが、兎に角本島人間に國民的自覺の高まつてゐる事は疑ない事實である。努めて國語を使用する家庭の増して來た事、公學校就學希望兒童の増加、軍夫として進んで従軍を希望する者、又姓名を内地式に改姓する者、生活様式の改善に意を用ひる者等、總て皇民化の現れと考へられるのである。

臺北第二中學校に於ては創立以來滿十八箇年校是として國語常用を標榜して來た。最初この校風を確立するのには仲々骨が折れ相當の決意を要したのであるが、當時に於ては、本島人子弟を收容する學校としては、實質的に國語常用の出來た唯一のものであつたと思ふ。七八年前迄は此種の學校で生徒が公然と校内に於て、而も教師の面前で本島語を使用する様な所もあり、而して世間でも別に之を問題にせず、不思議にも思はなかつた。それが今日、國語常用等を校是の一として數へるのは却て可笑しい様な状態にあるといふ事は、皇民化の進歩の著しさを物語するもので、この傾向は將來共進展するものと思はれる。

然るに、一面内地人の中には性急にもこれらの事實を以て不充分とし領臺四十五年何等の皇民化なし、過去に於て爲政者は何を爲せるか、教育者は何處に在りや、島民は何を考へて居るか、等と慨歎非難し、甚しきは外國の例を引用して皇民化の不能を論ずる者もあると聞いてゐた。勿論現在の状態が四十五箇年を聞いて到達しうる最上のものとは思はれないが、しかし、かゝる悲觀論者は、寒さ厳しき冬に苗木を植ゑ、一月、二月その成長の餘りに遅々たるを見て肥料をやるを忘れ歎を抛つて長大息し、伸びるべき春を待たずして之を引き抜く輩と同然である。

元來、皇國に國籍を有するものは總て皇民であり、此の意味に於ては今更皇民化といふのも珍妙な話の様に思はれるが、今日いはれる皇民化とは、いふまでもなく精神的、言語的、風俗的、習慣的、血族的に全く大日本に歸一融合した状態を目標として唱へられてゐるものである。

建國に當り畏くも、神武天皇が橿原宮に於てお示しになられた、八紘一宇の大理想は、明治天皇が維新の詔勅に列祖ノ御偉業ヲ繼述シ、一身ノ艱難半苦ヲ問ハス、親ヲ四方ヲ經營シ、汝億兆ヲ安撫シ遂ニ八萬里ノ波濤ヲ拓開シ、國威ヲ四方ニ宣布シ天下ヲ富岳ノ安キニ置カン事ヲ欲スと仰せられたると共に日本の歴史的使命を明瞭に御教示なされたものであり、今上陛下が踐祚の御勅語に「況々一視同仁ノ化ヲ宣へ」と宣はせられたのは萬民保全を大御心にかげさせ給ふ歴代皇室の御仁慈を御明示せられたものと謹察する。明治天皇御製に
新高の山のふもと民草も
茂りまさるときぞ嬉しき
と御詠み遊ばされたのは、多数の本島人を指して仰せられたものであると拜察致し、我々もよく一口に一億同胞といふが一億とは臺灣も朝鮮も包含して始めて言ひ得る言葉なのである。
即ち本島に於ける「皇民化」は既に能

不能の問題でなく、その指導精神は實に吾國の歴史的使命及び治ぎ君の御仁徳の中に見出されるものであつて、かの性急に不可能論を吐くが如きは、誠に憤まなければならぬことであると言はねばならない。
斯くは申しても、勿論同化の易々たるを説かうとするものではない。世界の各民族の歴史を通覧しても、また動植物を觀察しても同化は行はれてはゐないのである。さればこそ獨逸の猶太人追放となり、英國の印度植民政策ともなるのである。然しながらこれ等の外國の例は異民族の本能的強い歐米人の場合であり、民族差の隔絶した種族間の事である。吾國の場合は民族的に見ても、之等と同様には論すべきでなく、更に又他國に比類なき國體の美と國民の包容性が存するのである。上、皇室を中心として君臣は父子の情に結ばれ而も連綿として二千六百年、萬國に冠絶せる國體美は絶倫的なもので、この國體美を認識してこそ垂仁朝の田道間守、桓武朝の坂上田村麿等が異

民族の出にして且、今に誦はれる忠誠を青史に印した所以も理解し得るのである。
一體皇民化が内憂の混然たる融和を意味するとしても、之は本島人の内地人化であつて、之を廣義的教育と考へるならば、ある状態とは内地人的状態を言ふものでなければならぬ。
この意味に於て本島在住の内地人は所謂同化する事なく、全員が皇民化といふ教育の責任ある指導者たるの自覺と見識とを有すべきである。

教育といへば、すぐ學校を連想し、學校教育へ完全に行へば皇民化も出來る位に考へる向もあるが、これは學校を信頼したといふよりは寧ろ重荷を負はせ過ぎた考と言はねばならない。勿論學校は教化の中心として、その第一線を承るものではあるが、之のみでは完璧を期し得ない。
教育は學校教育と併行して社會の協力

の如何、即ち社會教育が常に重要な問題となるのである。

學校教育を理論的といふならば家庭教育、社會教育は感情的全體論といはれる。學校に於て國語を教へ、日本精神を理解せしめ、國民的感情の培養を企てても彼等の環境の全體が之を裏つけてくれなければ所謂蠶の上の水練で、知識が血となり肉と化して彼等の生活の全面に浸透するには到らぬものである。

學校は彼等に皇民的自覺といふ種を植附けて家庭に歸し、家庭が若し正しき我子の生長、即ち眞に忠良なる臣民となることを望むなら、この種に適當な温度と、肥料と、日光とを、與へるべき義務を有するのである。即ちこの芽を立派に成長せしめる爲には衣食住の全部を含めた、風俗習慣等生活の全體を日本的に改變する必要があるのである。同じ言葉を用ひ、同じ様式の住居衣服に暮し、同一の年中行事を共に楽しんでこそ、思想感情の共鳴が起り、生活の融和も招きされるのである。

然るに本島人の中には温度も土質も日光も著しく異なる土地に、大和魂を吹かせようとして、徒勞を繰返し、内地人の中には、漸く素直に伸出した若芽を心なき言語態度によつて、いぢけさせるが如き事が多いのではなからうか。之を要するに内地人の自戒と本島人の自覺とが相俟つて始めて社會は學校のよき友となりうるのであつて、そこに皇民化促進の鍵は見出されるのである。即ち從來本島に於ける皇民化に不活潑なものがあつたとすれば、其の最大の原因は、本島人の無自覺と内地人の自重を缺いた所にあるといふも決して過言ではないと信ずる。

永い間の生活は、なか／＼改め難い愛着を有つものである。然し本島人諸君は徒らに情に溺れる事なく、理性の眼を皇民化の大理想に向け、そこに國體の尊嚴なる意義と一體同仁の大御心の寛大さとを發見し、此の際斷乎として愛着の群を斷つべきである。

かの英國人は印度人の文化が進み、知識が開けるのを好まぬが故に、舊來の風習傳統の維持に助力してゐるのだとは餘り

りにうがち過ぎた言葉である。眞の帝國臣民として内寮の差なき待遇を保證する前提としての皇民化である事に想を致すならば、聖恩の洪大さに感泣して即時生活全體の改善を斷行すべきである。

又苟も臺灣に在住する内地人諸君は上は總督より下は一小兒に至るまで、總てが教育者たるの自覺をもち輕率なる言動が、八紘に治き君の御仁慈の御光を覆ひ奉るが如き、逆効果を來し勝ちである點を考慮して、皇民化の由つて來る所を尋ね強固な信念と寛大なる態度を以て同化せずんば止まざるの熱意に燃える事が今日我等の當面せる大使命であり、天業を翼賛し奉る最上の道たる事と信ずるのである。先般來臺されし小磯首相が「皇民化は内地人の修養から始めねばならぬ」と語られたのは、眞に味ふべき箴言であると思ふ。

以上皇民化を促進せしむべき二つの大きな機構として社會と學校とを説いて來たのであるが、之等兩者の更に上に立ち、之を指導するものは行政當局であ

り、然も臺灣統治四十五年の歴史は皇民化の歴史であり、行政は總て同化の行政ともいへるのである。學校や社會は魂を培ひ、生活を指導するといへ、兩者の圓滑なる連契を計り、それらの教育の總仕上げとして、最後の保證と、資格とを與へるものは當局であり、この意味に於て督府は又本島教育の大本山と稱すべく前二者の完全なる活動も一にこの背景を得て、始めて無缺となるものである。

此の行政方面に於ける最近の調期的施策は、義務教育の實施と、本年、二千六百年の紀元の佳節を卜して公布せられた内地式改姓改名制度の二つである。義務教育制度が、皇民化に不可欠な所以は事新しく論ずる迄もないので、暫く措き、茲には内地人式改姓改名制度について一言したいと思ふ。此の制度は實に改姓以來の最大改革の一である。本島民として地位、權力、物質の孰れよりも勝つた最上の待遇が與へられたと言ふべき調期的改善であり、之こそ皇民化の最も有效、適切な根本策なりとして、今回の快

舉に絶讃の聲を惜まぬのである。本島人の姓名が日本的でないといふ事は内地人の同胞感からしても、本島人の國民的自覺の上にも大なる障礙となるものである。既に皇民たるの自覺に燃え、風習の改善も斷行した本島人先覺者の皇民的實踐生活上に一抹の不安を投ずる影であつたとも言へるのである。今日教育のある本島人にして或る感情偏見を固執して此の特典も顧ることがなかつたならば、恰も改姓當時日本籍を得る事を拒んだ人々の子孫が今日祖父を恨むが如き同様の不幸と悔とを、將來に招くに至るべしと豫斷して憚らないのである。

尙、老婆心から一言を呈するならば、今般改姓の道の開かれた根本は將來の内寮一如に大目標を置くのであるから、後世一見してそれと知れるが如き特異な姓名は姓名選定の實際に當つて十分考慮すべきであると思ふ。

以上皇民化と教育に就て所懐の一端を述べたが、之を略して言へば内地人は姑、本島人は田舎者の嫁といふ所であ

る。

一家が圓滿にゆく爲には、一日も早く嫁が家風を呑込まうとする努力が先決問題である。嫁が何時までも田舎言葉まるだしの、行儀作法も覺えようとせぬならば以ての外の話、反對に嫁が實家を忘れ婚家を思ひ、よく努めて立派な若奥様の資格を備へても、姑根性を出して二言目には田舎者呼ばりをしてゐたら、姑が片意地者と非難される。兎角、問題の起り勝な嫁姑も互に心から仕へ、心からいたはる氣持があつてこそ圓くをさまる筈である。

この兩者の誠意に爲政者と教育家の、懇切な指導が加へられた時本島の皇民化運動は始めてその正しき軌道を邁進し得るのである。

今次の聖職は國民的自覺の好時期であり、紀元二千六百年最大の記念事業は皇民化運動の輝かしき再出發を描いて他に何があらうか……敢て六百萬島民諸君の猛省を望む次第である。

(筆者は臺北第二中學校長)

臺灣育英財團

事業開始に就て

財團
法人 臺灣育英財團

◇本財團設立起因及目的

現在本島に於て無斷開墾に依て既墾地と成つてゐる國有地は、推定面積約二萬一千餘甲有るのであるが、其の大部分は移民豫定地及今後の改良を必要とする粗放な開墾地であつて、現在のまゝで直ちに、而も永久的に收益財産と成り得るものは僅に千七百餘甲に過ぎないのである。然るに之等の土地に關しては地元民及各種團體の出願殺到し、同一土地に關する願件のみでも數百件乃至數千件に及んでゐる状態であり、従つて之等を分割處理するときは公平な處理を爲すことは困難であり、且其の利益は分散せられて到底大なる効果を期待し得られないのである。

仍て、茲に一つの財團を造り之に此の土地を一括管理せしめることとし、それに依て生ずる收益を其の財團の主たる事業資金として育英事業を行はしめ、本島の内外に於て必要とする人的資源の培養を爲し、それを通じて間接ながら本島在住者の生計の援助を計り、併て國家社會に貢獻した人士及其の遺家族の生活困難なる者の救恤をも行はしめることとし、昭和十四年十月三十日財團法人臺灣育英財團の設立を見るに至つたものである。

◇學費補給計畫

爾來本財團は事務所を臺北市文武町二丁目二番地内務局地理課分室内に置いて、借受地の貸付其の他事業

開始の準備中であつたのであるが、去る五月一日島内六日刊新聞に給貸費生募集廣告を掲載し、近く事業を開始し得る機運となつた次第である。

本財團は年々少くも八萬圓以上の純収入を擧げ得る見込であつて、其の中より毎年七萬圓を支出し、約三百人の學生々徒に給貸費を爲し得る計畫であるが、本年度は事業開始の第一年であるので、中等學校在學者七十二人（内一年生三十六人、二・三年生三十六人）、專門學校程度の學校在學者十二人（一年生のみ）、大學在學者八人（一年生のみ）、合計九十二人に對して學費の補給を爲すこととなつてゐるが、將來は尙若干の増加を爲し得る見込である。

◇學費の補給を受け得る者の資格

學費の補給を受け得る者は

(1) 本島内に生活の本據を有し且五年以上（連続五年以上を原則とするも、再渡臺等にて前後を通算し五年以上となる場合にも、特に認めることあるべし）本島に在住する父兄又は保護者の扶養を受くる者

(2) 身體強健、品行方正、成績優良（成績劣等ならざる程度の者をも含む）なる者にして、他の補助を受けなければ就學し得ざる者（他の補助を受けずして就學せしめることが出来ても生活が困難な場合をも含む）

(3) 中等學校（師範學校及認可を受けた私立中等學校を含む）又は之と同程度以上の學校に在學する者の資格を具へ、知事廳長の推薦ありたる者の中から本財團の理事會に於て決定することとなつてゐる。

◇學費補給の種類

學費の補給は給費と貸費との二種類になつて居り、給費は返済の義務の無いもので遣り切であるが、貸費は卒業滿四年後から、補給期間の三倍の期間内に、無利息月割をもつて返還せしめることとなつてゐる。

◇給費額

給費生は中等學校在學者であつて、月十五圓年額百八十四圓以内（師範學校在學者で官費の補助を受ける者に對しては相當減額の見込）の補給を受ける者であり、

貸費生は専門學校程度の學校在學者は月三十圓年額三百六十圓以内、大學在學者は月四十圓年額四百八十圓以内の補給を受ける者である。

◇出願手續

出願手續は五月一日の島内六日刊新聞に募集廣告を掲載してあるから、それに依り知るを得べく、尙最寄の州、廳、市、郡役所及各學校に聴いても判明するやう夫々連絡を取らるが、本財團給貸費規程第三條に依り該規則別記第一號様式の願書に在學證明書、成績證明書（一學年在學者の場合は出身學校の證明書にて可）身體檢査書（乙種程度のものにて可）及戸口寄留簿謄本（戸口調査簿謄本）を添附し、尙本財團以外の育英的財團等より給貸費を受け居る者、又は該財團に之を出願中の者は其の旨附記の上本財團理事長宛とし、在學々校か出身學校の内執れかに提出すれば、それが所轄州知事廳長から推薦に依り本財團に送付されることになつてをり、出願期日は五月一日から三十一日迄である。

それ故在學々校又は出身學校の執れかが島内に在る

場合は成る可く島内の學校を經由する様にし、内地の學校を經由する場合は、それ等の學校とは連絡を取つてないから、願書に調書（1.本人の人物概評、2.本人の思想傾向、3.最近學年一箇年の出缺席状況、4.其の他參考事項を記載）を別封親展書として添附の上所轄州知事廳長に送付方を其の學校に依頼され度い。

◇給貸費決定見込時期

本年度は事業開始準備の爲、給貸費生の募集も遅れたので、理事會に於てその決定されるのは八月頃となる見込であるが、來年度からはもつと早く募集に着手し、新學年の始から給貸費し得る様取進ぶ豫定である

◇學校教職員に對する希望

各學校に於て教職にあられる仁にして、受持の學生生徒中に前途有爲の秀才でありながら、境遇に恵まれざる爲、學業を中絶しなければならぬとか、修學困難なものとかがあつた場合には、本財團の給貸費を出願するやう態度の勞をとられる様お願する次第である



蘭領印度事情

外事部 第一課

今次歐洲大戰は、其の當初に於いては極めて消極的であり、華々しき發展を見なかつたのであるが、過般獨逸の電戦作戦は其の戦火を北歐スカンヂナビヤ半島に及ぼし、諸威の大地に砲聲の響くと共に、嚴正中立を標榜する地域必ずしも神禍を免るゝ能はざるに至つて、今や勢の趨く所或は獨逸の間に分在せる中立國和蘭が、列強争調の地たる危険性濃厚となり、率ひては此れが蘭領印度に及ぼす影響に關し、南太平洋の事態に深き關心を有する我國としては極めて此れを重視し、先般有田外相は此の點を中外に宣明された次第である。此の際新東亞建設の聖業に一路邁進する我國は此の南支那海を廻る一環たる蘭領印度に對し、深き認識を持つて正しく蘭印の事情を見なくてはならない立場に立つた。此の機會に於いて蘭領印度の概要に就て簡單なる説明を致したいと思ふ。

蘭領印度は亞細亞大陸の南東、赤道を挟みて北緯六度より南緯十一度東經九十五度より百四十一度に點在する和蘭の領有す

る島を總稱する。其の面積は百九十萬平方千米餘りで、和蘭本國の五十八倍、朝鮮臺灣樺太を含む全日本の三倍に相當する。此の廣大なる面積の中に住居する人口は最近の國勢調査に依ると、六千萬餘人を算し、其の約七割が爪哇及マヅラに住居してゐる。從つて爪哇及マヅラ廣い意味の爪哇の人口密度は、一平方千米當り三百五十八人と云ふ稠密さで、日本の密度の二倍、正に世界一と云ふ次第である。

此れを人種別に觀ると、歐人及歐人待遇を受くる者二十四萬人、土人五千九百四十四萬人、支那人（華僑）百二十三萬三千人其他の東洋人十一萬五千人と云ふ様になつて居る。

次に蘭印の物産に就て觀るに、其の主なるものはゴム、砂糖、煙草、コブラ、茶、珈琲、油椰子、現那、カボック、カ、オ、胡椒、玉蜀黍、タピオカ、サイザル、米等の農産物、錫、石油、金、銀、石炭、マンガン、鐵、ボーキサイド等の鑛産物チーク其の他の南洋材、藤、ダコル、コバル等の林産物で、特

右の説明で判然致しませんが、尙片貿易のそしりを免れないのでありますが、我國現時の國際情勢に見ますれば、今後我國の經濟が南印に依存する程度の変化に伴ひ、此の片貿易の調整は必ずしも不可能でないであつて、我が國が南印と密接なる經濟提携を爲す爲めには、今に於いて慎重に貿易關係を考慮しなくてはならないのである。殊に南印が世界各國に對する豊富なる原料生産供給地帯なる事を思ふとき、我々は經濟提携の途は何處にあるかを深く研究する必要があると思ふ。

其れから彼地に於ける日本人の活躍状況は如何であるかと云ふと、現在在邦人は最近の調査に依ると、七千二百人餘りである。爪哇に四千四百人、スマトラに千三百人、ボルネオに六百八人、セレベスに六百八人、ニューギネヤ及モルツケン地方に二百八人、バリ、ロムボクに三〇人と云ふ風に分布して居るのである。臺灣人は殆んど爪哇のみに限られ、其の數約六〇〇人位であらう。

又此れを職業別に見ると、物品販賣業が一、六〇〇人、會社銀行員、店員等が約二、〇〇〇人、農業園藝關係者三六〇人、漁業關係者二六〇人、探礦冶金業三〇〇人、理髮業關係二〇〇人、旅館料理屋業一六〇人、寫眞業二五〇人となつて居る。此等の人々が南洋の天地に活躍して居るが、我々はこの赤道直下の炎熱を再して、帝國發展の第一線に奮闘しつゝある人々

の爲めに、教育關係、衛生關係、其の他各種施設の完備に努め、安んじて異郷に働き得る境遇を作り上げなくてはならないと考へる。此の際我等母國に於きましては、南洋在留邦人に對する認識を新たにするべき時だと確信する次第である。

最後に私は臺灣と南領印度の關聯性、本島在住者は南印に對し如何なる考へ方を持つべきか、と云ふ點に就いて少し述べて見たいと思ふ。只今の處南印と我臺灣とが貿易其の他の取引關係に於いて、特に密接なる關聯があるとは言はれないが、南印各地を旅行して、其の風物の誠に臺灣に類似してゐるのは、今更の如く驚く、殊に爪哇の如きは殆んど臺灣のそれと相異ないと云つても過言ではないだらう。其處に南印と我臺灣の離すべからざるものがあるのではないだらうか。

今日我々は新支那の輝かしい前途と共に、東亞に永久の平和を齎すべく相携へて、所謂東亞新秩序の聖業に邁進致して居るのであつて、其の支那と一帯帶水の地であり、殊に南支とは人文地理的、關聯性は密接不離のものである。此の南支と共に我臺灣は南支那海を廻りて南洋各國と一つの圓い輪を形成して居る。此の際南太平洋に横はる此の二環が、相互密接不離の親善提携をなさねばならないことは、論を俟たない處であつて、此の業成りてこそ始めて、東亞新秩序も其の輝かしい成果をあげ得るものと云へよう。其の提携を爲すには、やはりお互ひを充分に知ると云ふ事が一番緊要であると思ふのである。

臺灣は帝國の南方に位し、氣候風土其他各種條件に於きまして南洋と近接致して居るので、彼我相知るためには最適の位置と云ふ事が出来るのである。我々が今日最も遺憾に堪えないことは、我々が尙充分に南印を知らないと同時に、南印は日本の置實の姿を知る者が極めて少ないと云ふ事である。此の際我臺灣は日本が南洋を知る先達として、南印を知るべき

イオニアとして、臺灣の力を竭すと共に又彼等をして日本を知らず媒介者としての使命を知らなければならぬと思ふ。知は總ゆる和解の第一歩である。事の不調整は其の依つて來る處必ず物事の不知に原因するものである。斯く考へてくると南印に對する臺灣の立場、我日本の南方國策に於ける臺灣の使命は極めて重要なものと云へよう。

「部報」掲載資料懸賞募集

六月から「部報」の意匠内容を改善し、時事解説を主とし趣味ある編輯に依つて大衆に見えやうとしてゐます。(月二回發行定價従前通り月十錢) その更新第一號を來る六月十七日發行致します。而して毎號之に掲載すべき左記資料を募集します。各位の盛なる懸募を希望致します。

資料の種類

- 一、寫眞 時局關係又は地方特色あるもの(大きさは成るべくキャビネ版とす)
- 二、感話 各地に於ける感事すべき實話又はニュース(一篇の長さは四百字詰原稿紙二枚以下とす)
- 三、漫話 時事又は生活を取り入れたる興味的な漫話(郵便はがき又は美濃半紙大の需用紙を用ふる事)
- 切 毎月一日、十五日
- 賞 毎月一日、十五日
- 金 掲載分には一點に付五圓以内の賞金を呈す
- 懸募資格 何人でも差支へなし紙上匿名隨意
- 資料送先 臺灣總督府臨時情報部部編輯係
- 懸募資料は一切返戻せず



華僑移民史

臨時情報部

第一章 華僑移民前の國內環境

第一節 人口分布の不均衡

現在支那に幾億の人口があるだらうか、支那四億の民と謂ひ或は五億の民衆と謂はれてゐるが、從來支那の人口に關しては精確なる統計がない。之を歴史的に考察してみると明の神宗時

代に王安石が嘗苗保甲法を以て戸口調査を施行したのが最初であつたが、此の調査區域は僅か北京附近に限られてゐたので、依然全國の人口統計は不明瞭であつた。要するに中國民族は宗族組織が鞏固で、且つ祖先崇拜の念が亦強い爲自ら人口の分布不均衡は著しくなる。

近年になつて全國各省中比較的人口の稠密な處は、江蘇、浙江、山東、安徽、廣東、福建等の諸省であつて、就中江蘇は全省河川流域の平原地に屬し、河川交錯し湖沼散在し灌溉が便利で、從つて肥田沃野多く全國で最も恵まれた處である。浙江は山地多しと雖も氣候溫暖にして、東北方面の各地は河川縱横に流れ、田畑は一望の下に見渡され土地繁榮にして且つ富裕で、江蘇と共に江淮の大平原と稱せられてゐる。

之に反して、福建、廣東二省は山岳高原重疊し、地勢高く山脈は縱横に交錯し、僅かに閩江、粵江の兩流域のみが存在するが、其の地質の大半は石灰岩系に屬し、江蘇、浙江各省の如き沃野千里の地と比較して寔に雲泥の差がある。各省の地域人口を比較すれば、閩粵兩省の人口密度は實質的に上述の四省より遙かに高いものである。

第二節 天災、外寇、内訌、生活困難

中國の人口は部分的稠密による弊により全般的には分布不均衡の現象を呈し、之が民衆の生活に影響し、其の困窮な狀況は

自ら言を俟たない處である。此の外に尙變亂、戰爭、飢饉、天災、水害、疫癘等災禍が多く、其の疲弊は言語に絶するものがある。戰爭に就て一言すれば、政府の變る度に内亂起り且つ漢滿兩族の天下争ひは常に中國歴史を飾り、また有史以來治水工事は歷代政府の繼承事業となり、疫癘に就ては今更枚舉に遑がない。天災、人禍相逼り人民の貧困缺乏は常に歴史の裏に賜天踏地の悲哀を綴つて來た。

中國民族は歷年災禍を受け續けたに拘らず、太古から薫育された祖先崇拜の思想は、尙己が郷土を愛し、安居する觀念は牢として破らなかつた。併し明末期より内憂外患に悩まされた人民は生存の爲め、已むを得ず郷里を去つて遠く他國へ移住する様になつた。

殊に北部山東、河北方面の居住民は、漸次土地廣大にして人口稀薄な外蒙方面へ組織的に移住を始め開墾に従事したのである。然し海岸に近い閩粵二省は上述の如く内地に移住することは非常に不便であつた爲、已むを得ず禁令を犯し密かに海外に發展する者が生じ、唐代の「洪楊の亂」より國民の南洋移住は俄かに激増した。

中國の海外移民史を見ると前後四次に分けることが出来る。第一次は唐代「黃巢の亂」にして人民が南洋に避難し、南洋に組織的移住をしたのが華僑の始まりである。第二次は蒙古が中國に侵入し、宋朝は人民を南洋方面へ避難を命じ、以て海外に於

て政治工作を活動せしめたものである。第三次は滿洲が中國に入り明朝の遺臣及海賊が南洋に逃亡したる事。第四次は太平洋國の失敗に依り其の徒黨が亦海外に安住を求めたものによる。斯様に華僑移民の範圍は南洋からアメリカに至り其の數も亦年々増加して來た。

第二章 華僑移住の動機

湖海東南各省の移民は十九世紀以來漸次増加し、十九世紀中葉に至り政府は是等密航僑民に對しては、已に紙上の禁令を以て阻止することが出来ないのに鑑み、海禁を撤廢するの已むなきに至つた。この移民の動機に就て左の通りに區別することが出来る。

- 一、國內の動機に依るもの
- 二、國外の動機に依るもの

第一節 國內の動機

閩粵の各省は安南、菲律賓に近く嘗つては歴史上南洋征伐の根據地であつたので、渡航が自然發達し船隻の往來は極めて便利であつた。且つ民性が僥悍にして頗る冒險心に富み、一方海外の先驅者が事實上成功し、所謂錦を着て郷里に歸る輝かしい有様に羨望を抱き閩南の志がたく、また他方海外奇談や、

異國の文物の誘導を蒙つて、遂に一般民衆をして海外に移住する雄志を發達せしめたのである。

第二節 國外の動機

地理學者の説に依ると、地理環境はよく人類を支配し冬は人を畏縮せしめ、夏は人をして昏惰せしむものにして、南洋及び南洋群島の如きは、主人は終日昏睡し、白人亦萎靡して振はなかつた。唯華僑のみは事なく之を征服し、作業常の如く、環境の支配を受けることがなかつた。

パナマ運河の開鑿の如きは、外人の遂行出来ざる困難も獨り華僑のみは孜孜として働き、作業能率に至つては少しも減少しないのみか、多くは刻苦忍耐、誠實、忠順の輩であつた爲至る處で重寶かられ、全世界の嚴寒、酷暑の地と雖も華僑の足跡のない處はなかつたのである。

一八六五年米國が黒人解放を宣言してから各國は其の植民地開發の爲め、華工の需要は必然的趨勢となつた。蓋し之は華僑の激しい動勢に耐へる事と、生活程度の安易なること、工賃の低廉なる事に起因するものである。西印度の甘蔗栽培、馬來半島の探險、蘭領東印度の烟草耕作等は皆華僑の興つて力ある處である。

以上の如く國內、國外の兩原因に基き、中國人をして海外に移住する動機を促進し、今日の如く驚くべき發展となつたのである。

である。

第三章 華僑移民の經過

華僑の移民を左の三項に分つ。

- 一、強制的勞工移民
- 二、契約的勞工移民
- 三、自由移民

強制的移民は植民の最初に屬し、従つて過去のものとなり、契約的移民は蘭領東印度を除いては已に全部廢止され、現在植民史中残つてゐるのは僅か自由移民ばかりである。

第一節 強制的勞工移民

西班牙及び葡萄牙の大陸經營は、當初アフリカから黒奴をアメリカ大陸に運び、各種開發事業に従事させた。此れが所謂世界史上の奴隷販賣の最初である。既に北米及英國植民地に於ける奴隷使役は人道に反し、遂に有識者間に於て奴隷廢止の運動が起り、合衆國獨立後に至つて、奴隷の輸入禁止を宣言し、其の後南北戰爭を経て一八六五年に於て遂に全國の奴隷が完全に解放されたのである。當時南部諸洲に於て労働に便役してゐる奴隷は四百萬人に達し、次で英佛諸國も亦植民地の奴隷を解放し、其の他諸國も相續いで之に倣ひ、十九世紀の後期に至つて

は世界の奴隷制度は表面上完全に廢止されたのである。奴隷制度の要求は當時の經濟條件を以て基礎とした。自由主義時代に在つては奴隷の需要は左程でもなかつたが、産業革命以來資本主義が發達し列國の植民地開發上工賃低廉な勞工の使用は奴隷廢止運動の結果、之に代るべきものを他に求めたのは當然の趨勢である。

然るに中國僑民はよく忍耐、服従し而も工賃が安いので最も勞工に適してゐた。殊に亞熱帯及熱帯地方の氣候は白人に不適當であり、土人又愚鈍にして怠惰でその用を爲さなかつた。従つて労働に適する者は中國人に勝る者がなく、各國人は争つて華工を求めたのである。併し當時中國政府は嚴重に海外移民を禁止し、華工の募集は公然之を行ふことが出来ない爲め、外人は嘗つて奴隷販賣の故事に倣ひ、武装の船艇を派遣して中國沿岸に往來する民船を襲ひ、華人を擄取して労働を強制せしめた。或は又奸人を利用して中國内地に於て愚民を誘引し、或は詐欺手段又は強迫手段を用ひて廣州灣附近の漁民を誘引し、海外に所謂「猪子」といはれるのは之である。擄取された華工は澳門と香港の「猪子」販賣者の設備した收容所に押送され、周旋人は若干の手数料を取り、華工は監禁されて法外な契約を強制され、後西印度又は南米の各地に運ばれたが、途中給與の不充分と設備不良の爲、死亡せる者多く、幸に生存して目的地に到達した者は、又若干の代價を以て賣渡された。

第二節 契約的勞工の移民

産業革命以來汽船を以て帆船に代へ中國人の海外移住も大變化を來たし、數的増はかりでなく、區域も亦新發見地へと擴められた。二十餘年後を経て所謂契約に依る移民が出來た。之は外國政府又は商業機關から中國に對して勞工を募集し、年限待遇にして一定の契約書式に依るものである。併し乍ら是等の初期の契約工人は實質上奴隷販賣の性質を含んでゐたので、中國ではやはり「猪子」と呼び、外人は之を苦力募集と稱してゐた。

一八四五年佛國船が廈門から中國工人をアフリカ洲緯里央島(Kanoni)に運んだのが、中國に於ける華工の輸出契約の最初である。尙最初新大陸に移住した華工の契約は一八四七年に始まつたものであつて、廈門から出發しキューバへ廻つた後、西印度群島、中南米州へ陸續として移住されたのである。この種の勞工契約は目的地に着けば移民公司の手によつて、雇主に賣渡される。キューバに在るものは多くは甘蔗栽培に従事し、秘魯に在る者は礦山工夫として使用された。契約期限は七、八年、衣食住は給與されるが、月給は月七、八元程度であつて契約期限内に於て前借金及旅費を控除するので賣渡された苦力は奴隷と何等異なる處かなかつた。その上契約期限満期にもなれば、負債、犯罪及其他の理由を捏造して永久に釋放歸國させなかつた。要するに名儀は契約勞工と稱しても實は奴隷と何等異なる處が

なかつたのであるが、中國政府はこの移民の保護又は取締に就ては、只消極的に文面を以てするばかりであつた。

第三節 自由移民

純粹の自由移民は僅かに官吏、商人、學生及其の宗族に限られ由來も相當古いのであるが、一般勞工移民の數に比較すれば實に僅少である。強制移民、契約移民廢止後の中國移民は表面上自由移民と見て差支へない。

第四章 華僑移民時期の區分

中國人民の海外移民禁止令は歴代政府の一貫せる方針であつたに拘らず、中國人の海外移民は史實上既に二千五百年以前に始つてゐる、尤も初期の移民の多くは、海禁を犯して秘かに渡航する者、或は不逞の徒黨が海外に亡命したり、出征兵士の殘留者等が主なる者であつた。従つて華僑の海外移民時期の區分は頗る確立しにくい試みに史實に依つて區分すると左の通りである。

- 一、中國植民の初期
- 二、中國植民の發達時期
- 三、中西勢力衝突時期
- 四、西人の勢力時期

第一節 中國植民の初期

十三世紀中葉即ち宋代以前に在つて始めて海外と通じたのが中國植民の初期である。

中國古代、秦代以降、版圖は漸次南へと開拓され、秦代に於ては象郡を現在の佛領印度支那東京地方に置き、漢武時代は越南に九郡を置き、東漢時代馬援は更に南下して更に交趾を征服した。中國は亞細亞以西の域に通じて中繼地をなし、漢武帝は緒月と連繫して匈奴の右臂を斷たんとして、紀元前一三八年に張騫を西域に派遣し、十三年間西域諸國を周遊せしめ、遂くは大夏、大宛の諸國に至り東西の交通漸く頻繁となり、後漢明帝は更に班超を西域に遣はしてから東西の交通は一層繁しくなつた。

小亞細亞のアビシニアの史家の記載に依ると、紀元前一世紀已に中國人が該國に移住し、其の後裔は大勢力を張り、夫々要職に任ぜられたとある。二世紀ローマ王アントニーは、曾つて海路を経て漢に使節を派遣し、漢武帝亦南洋印度に使を派遣した。

唐宋の時代には中外の通商、朝貢非常に盛んで、中國使節が南海を往來し、晋代の僧法顯が佛教經典を求めの爲め、大雪嶺を越えて印度各地及び更に南下して錫蘭に至り、海路に依つてジャバを経て歸國した。之は移民とはいへないが、植民事業はこの時に開端したものと云へる。

南洋の各島嶼、馬來半島、ジャバ、スマトラの如きも夫々中國人の移民があつた。蒙古が宋を征服した時、宋の遺臣等が難を海外に避け復讐運動を起したので中國人の移種は一層多くなつた。

第二節 中國移民の發達時期

この時期は十三世紀中葉から十五世紀迄の間で、即ち元の時代及明朝の初期である。中國が海外各地を征服して植民事業が優越な地位を占め、移民の最も隆盛な時期であつた。

唐代と外國の貿易は陸海の兩路により、陸路の貿易は貿易官之を管掌して、中外人民の私的貿易を禁止した。當時西方諸國商人にして今の甘肅省西路に在つて貿易する者、四十餘國に達し、中國商人が西部印度へ貿易するもの亦少からずあつた。其の往來商路は、陝西の西安より甘肅を経て新疆塔里木河に沿つて西亞細亞に達してゐた。海路の貿易は馬來群島より西へ取り、錫蘭を経て波斯灣に入り、或はアラビヤの海岸に沿つて紅海に達してゐた。當時中國に於ける外人商はアラビヤ人、猶太人、波斯人があり就中アラビヤ人が最も多かつた。政府は市場や波止場を設け、夫々官吏をして之を管掌せしめた。關稅を徵收して政府の歳入資源とし、南方諸港中では廣州が最も繁榮を極めてゐた。宋代の海外貿易もやはりアラビヤ人の手に依つて行はれ、彼等は大批波斯灣より出發し、印度、錫蘭

及馬來半島を経て中國に至り、政府は廣州、杭州を指定して海外貿易商港となし、市舶司(貿易官)を設け、輸出入の貨物に對しては課稅をなし、貿易に關する一切の事務を管理せしめた。當時通商諸港の中では廣州が最も繁昌してゐた。北宋の末期から南宋に至る頃泉州の對外貿易は漸く盛んになり、輸入商品の主要なるものは象牙、犀角、香料、燕窩、寶石等であり、輸出品は金、銀、絹布、磁器、雜貨等であつた。

元朝から海外の通商は唐宋に比べて一層盛んとなり、其の南洋に於ける通商區域は、遠く香料群島に迄達した。元の世祖が曾つて南洋を征服した時、北婆羅洲に省を設けた。元正十四年(一二七七年)市舶司を泉州に設けて唐宋が廣州に設けたのに代へたのである。明の太祖が即位後は海外に對して保守主義をとり、侵略を主張せず、従つて外國の朝貢、往來も消極的であつたが、成祖即位するや、太祖の政策に反して、使を遣し海外諸國を巡遊せしめ、鄭和が七度南洋に下り三十餘國を經歷して南洋諸島より印度、錫蘭、アラビヤを経てアフリカ洲東岸に至り、三度濠洲を擲るなど其の功見べきものがあつた。又其の渡海たるや西方航海家コロンブスより早いこと數十年にして喜望峯を迂回する事は出来なかつたが、中國植民史及世界航海史上實に偉大な足跡を印したものである。

第三節 中西勢力の衝突時期

十六世紀より十九世紀の中葉即ち明の中葉より清の中葉迄、其の間歐人の植民地発見に伴ひ、其の勢力も東漸し、屢々中國と衝突事件を起してゐたが、其の都度中國は失敗を重ねてゐた。西歐諸國の東漸政策は十六世紀の初期馬刺甲を根據地とする葡萄牙により始められた。次で西班牙亦菲律賓群島を占領して東に向つて伸展し、同じく香料群島をも目的としてゐた。西歐人が未だ菲律賓に勢力を得なかつた折、既に中國の移民達は廣く群島に分布し、閩粵人は地理的に近いのと南洋諸島の土地豊饒により、商人達は陸續として移住し、且つ殆んど永住を目的とする状態であつた。明代萬曆三十一年（一六〇三年）中國政府は呂宋に使を遣はして、金銀を視察せしめたが西人は中國が呂宋の内容を偵探し、非島の侵略を目的とし、探金の如きは口實に過ぎない旨を捏造した爲、西政府官吏は狼狽し、急遽守備を堅め土人亦武装をして華僑を壓迫し、遂に西人と衝突を起した。この亂に於ける華僑の死者凡そ二萬四千餘人、生存者僅か五百人と云はれてゐる。この大虐殺の後一年を出でずして、中國人又もやは利源に誘惑されて渡航する者少くなかつた。崇禎十一年（一六三八年）西人の壓迫は愈々甚しく、其の爲めに華僑中より怨嗟の聲が昂まり、加拉巴の華僑は亂を起して官吏を殺し、マニラ附近に於ても附和して亂を起すに至つた。この亂に於て華僑の慘殺されたもの三萬餘人を下らないと謂はれる。この時代は中國は革命の眞最中で海外の僑民を顧みる暇がなく、清順治十七年（一六六〇年）鄭成功は和蘭人を驅逐して臺灣を占領し菲律賓に使を遣はした。久しく西人の壓迫にあつた華人は此の機會に乗じて、更に義を起したが、遂に家破敵せず大敗し、華僑は殆んど殺されてしまつた。乾隆二十八年（一七五六年）歐洲に七年戦争の亂あり、西人は華僑が又英國を助けマニラを占領したといふを口實に又々多くの華僑を殺すに至つた。

葡萄牙人の東漸の目的は、香料群島、馬刺甲に根據地を置き東洋の各地と通商するにあつた。西王「カブ羅」は香料群島めぐり葡萄牙と争つたが一五二九年西葡條約締結に依り葡萄牙は香料群島を得、西班牙は遂に菲律賓に力を注ぐことになつた。十六世紀末和蘭人は爪哇に至り、葡萄牙人を驅逐して之に代り、臺灣を占領した。明滅亡し清の勃興となるや明の遺臣は大舉して南へ渡り、次第に中國人の經濟勢力を擴大して行つたので、漸く和蘭人の嫉視することとなり、遂に入國許可制を施行して入國税を徴収したので、華僑奮起して之に反抗した爲め、和蘭人は武力を以て鎮壓した、この亂に於て男女老幼悉く慘殺され流血の爲め河水は赤くなり、其の慘狀言語に絶するものがあつたと言はれる。世に所謂紅河の役とは之を指すものである。

第四節 歐人勢力下の時期

十九世紀以來中國の植民政策は完全に失敗に歸し、歐人の勢力下に屈服しなければならなかつた。併し歐洲では植民地開發

の爲め勞工が必要の爲め華人の移民が自然と激増し、又移住の範圍も全世界に擴がり、これより華僑が各地の經濟的實權を掌握して大なる勢力を占するに至つた。清代三藩の亂以後海岸の防備に對しては頗る苦心を拂ひ、沿海五十支里の居住を禁止したが、十九世紀以後英國及諸外國が黒奴解放後に於て工賃の安い労働者の需要から中國に來つて募集したり、英國の如きは一八五九年廣東政府に對し、省民の海外移民の自由を強迫して承認せしめ、一九六〇年に至り、北京條約を締結し清政府亦人民の自由出國を公認する様に至つた。而して華僑の移民が盛んになつたことは大體三つの原因がある。

- (一) 清朝の海禁開放に依り移民が自由になつたこと
- (二) 國內の天災戰亂が多く人民の生活が困難となつたこと
- (三) 黒奴廢止に依つて各國の植民地開發上華僑労働者が必要となつたこと

臺灣時報 五月號目次

臺灣に於ける義務教育制度の將來……………森田俊介
 法務局及外事部の設置に就て……………鈴木斗人
 産業報國運動……………楠井隆三
 水産基地としての臺灣の將來……………與儀喜宣
 事變下の臺灣農産物……………米村宇惠男
 臺灣のケーンプルプ……………田代 豊
 タンニン資源と臺灣……………大島康義
 時局と臺灣電力業……………林 安 繁
 南樂園の詩人楊山衣洲……………神田喜一郎
 隨 筆……………島田謙二
 ……濱田集雄
 ……赤堀うめ子
 ……新垣宏一
 廣東貿易の特殊性……………駱 水 源



☆英靈に敬虔な黙禱

【臺中州臨時情報部】 靖國神社臨時大祭の二十五日臺中市では、殉國の英靈に對し全市民の敬虔なる感謝哀惜の意を表すべく、午前十時より水源地運動場に於て、奥山知事代理山岸内務部長、大洞法院長、安詮院市尹、松岡臺灣新聞社長、近藤中佐を始め市内各中小公學校職員生徒各團體等數千名參列の下に遙拜式を舉行、定刻君々代奉唱國旗掲揚の後榎木案中神社々司修殿と共に遙拜詞を奏し、次いで安詮院市尹、知事代理山岸内務部長、文官代表大洞法院長、武官代表近藤中佐、一般民間松岡臺灣新聞社長、婦人代表中村助後夫人等玉串を捧げて一同列拜し同十時半散會した。

☆臺中華僑國民政府 選都祝賀會

臺中華僑新國民公會では、待望久しかつた汪精衛氏を首班とする新國民政府の南京遷都を祝すると共に、新國民政府に協力擁護の意を表すべく、来る二十八日午後三時より市内錦町六丁目の同公會々所に於て、新國民政府選都祝賀會を開催。

☆心床しき白衣の勇士 人命救助美談

臺中市黃町四ノ五七番地中の二女顔氏月鳳さん(四)は、二十四日午後二時頃、姉妹達と臺中公園で遊んで居るうち、ふとしたついで月鳳さんが公園の池に落ち込んでしまった。驚いた姉妹達や附近の人達は果敢として騒ぐばかり、折柄同所を散歩中の一人の白衣の勇士が、これと見るや人々の立脚中を白衣を著たまゝ池に飛び込んで月鳳さんを救ひあげ、親切に月鳳さんの生命に別係がないのを見届けると名前も告げず、ずぶ濡れの儘立去つた。報により月鳳さんの両親達は

☆大肚山麓一帯の綠地化

大屯郡では榮光輝く紀元二千六百年を記念し、併せて郡民の愛林思想を啓蒙するため、今般郡下大肚山麓の面積約三千甲の耕地に、此の兩日中南屯及西屯の兩庄民總動員して二、三萬六千本の木麻黄を植栽し、尙その間隙に本年六月初旬より相思樹を栽培し、大々的な耕地防風林を植栽することとなつたが、木麻黄は四五年目に伐木し、薪材として又相思樹は將來皮より必要なる單寧劑が採れるので、本事業は躍進大屯郡を跨る大増産計畫として意義ある記念事業であり、また之れが成功の嚆はは大肚山遊園地一帯も美化されるであらう。

☆防過陣遂に凱歌

濟及地力の維持増進に積極的に乗り出すこととなつた。即ち其要項は、一、綠肥栽培適地を選定し優良綠肥肥料種圃を委託設置し生産種子の配付をなす、二、農事團體をして綠肥種子の共同購入を行はしめ、優良種子を閑安に農家に供給すると共に當該農事團體に對しては斡旋助成金を下付す、三、本事業は時局下に於ける國策として喫緊の重要な事業なるを以て、市郡並に關係農事團體の協力を得て之が實施の完遂を期するものとす。然して之が施行細目としては綠肥採取圃畝六十七甲歩、青皮豆六十七甲歩、計百三十四甲歩委託經營せしめ、經營者には一回作甲費四十五圓乃至五十五圓の委託手當を支給し、生産種子は前に於て適當なる價格を以て販賣實施を行ふと共に、共同購入をなしたる農事團體に助成金を下付するものである。更に事業趣旨の宣傳講話を市郡に於て行ひ事業遂行の完遂を期し、當局はすこぶる力こぶを入れている。

二月中旬以來猛威を逞しうした臺中州下の流禍も、防過陣必死の活動により漸く終熄期に入り、愁眉を開かされるに至つた。即ち發生患者は實に二〇七名、保衛者三五九名と云ふ多數を示し、何時根絶せしめ得るか豫想つかぬ情態であり、彰化郡の鹿港を始め、竹山、員林、大甲、大屯等は特に猖獗を極めたが、豫防注射の徹底により全く新發生のあとを絶つに至つた。現在患者は三名、保衛者八名で地方民は之れひと重に當局努力の賜もとして感謝してゐる。

☆小泉中將講演會

帝國在郷軍人會臺中聯合分會、同臺中大屯兩分會並に國防婦人會臺中州支部、同臺中、大屯兩分會主催の帝國在郷軍人會副會長小泉中將の時局講演會は四月三十日午後七時半より臺中公會堂に於て開催、山岸内務部長、白仁地方課長、中村助後、二瓶郷軍聯合分會長、服部同臺中分會長他聴衆約六百名、先づ二瓶中佐開會の辭を述べ皇居遙拜、皇軍感謝の黙禱

の後小泉中將は「事變處理に就て」と題し今次事變の意義と聖戦の目的を説き、日支經濟提携の必要と資源開發、東亜建設の理想を強調し、援將各國の暗躍振りを糾上に、三國十歩に及び、遼東半島還付に關する、明治天皇の詔勅の一節を奉讀し、更に來るべき大なる三國十歩に備へよと列強の情勢を詳にし國民を擧げて事變處理に全身心を懸けうてと熱辭を揮ひ多大の感銘を與へた。右終つて横澤中佐の發聲にて萬歳を三唱し、服部臺中分會長の閉會の辭を以て九時十五分感激裡に散會した。

☆時局下農産擴充に 綠肥大増産計畫

臺中州では時局下國民の主要食糧たる米穀を始め重要農作物の増産確保を期するため、平面的に作付反別の擴張が不可能な現狀に鑑み、立體的に單位收量の増産を期するため、最も重要な金肥の不足を補ふ綠肥の増産を普及奨励し、農家經

最近公布の法令

各法令の全文は公布された同日の府報に掲載されております

總督官房審議室

◇苧麻纖維又は黃麻纖維の

販賣制限中改正の件

(昭和十四年府令第百五十號)

制度を改める事としたのが、本改正の理由であり、假令現在の産額僅少なりとするも、之を最も有効に利用しようとするのが本改正の眼目である。
即ち第一條の改正に依り棉花の生産者は、既に統制せられたる苧麻纖維及黃麻纖維と同様に臺灣總督の指定したる者(別途臺灣總督府の告示で軍及州廳の農會が指定されてある)以外の者に棉花の販賣は禁止され、第二條に於て、臺灣總督の指定したる者以下の者の棉花買入を禁止したのである。
尙本令は臨時措置法に基く委任命令であるから、違反者に對しては臨時措置法に定むる罰則の制裁がある。
改正條文の左の如くである。(圈點ノ箇所ハ改正加入サレタルモノ)

昭和十四年府令第百五十號

第一條 棉花、苧麻纖維又は黃麻纖維ヲ生産シタル者ハ棉花、苧麻纖維若ハ黃麻纖維ハ其ノ製品ヲ別ニ指定スル者以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ
第二條 前條ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ニ非ザレバ棉花、苧麻纖維若ハ黃麻纖維ハ其ノ製前ヲ棉花、苧麻纖維又ハ黃麻纖維ヲ生産シタル者ヨリ買受クルコトヲ得ズ
第三條 前二條ノ規定ハ特別ノ事由ニ依リ知事又ハ廳長ノ許可ヲ受ケタル場合ニハ之ヲ適用セズ
附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

棉花は我が國にとつて最も重要な原料品の一つであるのに鑑み、督府としては昭和十二年以降十箇年計畫を以て、作付面積七萬五千甲、實棉生産一億餘萬斤を目標として之を増産奨励に着手した結果、昭和十一年度僅に五百餘甲の植付に過ぎなかつたものが、奨励二年目たる昭和十三年度には四千九百甲、實棉百八十萬餘斤の生産を上ぐるに至り、今や事變下纖維資源の生産確保に幾分の貢献と爲し得るに至つたのであるが、近時綿製品の需給逼迫に伴ひ本島産棉花は奸商の買占或ひは闇取引等に依り、遂には健全なる棉花農業の發達にも悪影響を及ぼすべき事態をも發生するに至つたので、已む得ず従来の自由取引

集募文論賞懸祝奉年百六千二元紀

昭和の聖代に在りて、隆々たる國運の發展と赫々たる皇軍の武威に依り、東亞建設の鴻業著々歩武を進むる秋、また、興亞聖業の完遂上、我が貿易を振興せしむるの緊要なるは、論を俟たないところでありませう。然るに、支那事變並歐洲戰爭の勃發に伴ひ、内外の情勢に著しき變化を生じ今後の成行豫斷を許さざるものがあります。此の難關を打破し新生面を開くべく、我國貿易振興方策に有効適切なる措置を講ずるのが刻下の急務であります。希くは右の主旨に基き大方各位の奮つて懸募せられる事を切望します。

懸賞論文募集規定

- 一、題目 我國貿易の發展策
 - A 國內輸出産業ノ振興ニ關スルモノ
 - (1) 纖維品關係産業
 - (2) 重、化學工業品關係産業
 - (3) 其他(主として纖維品關係産業)
 - B 貿易政策ニ關スルモノ
 - C 海外市場ノ開發發展ニ關スルモノ
- 二、題目 A・B・C全部ヲ論ズルモノ又其ノ一ヲ論ズルモノ又Aヲ(1)・(2)・(3)ニ分類スルモノ以テソノ一ヲ論ズルモノナリ。何レニシテモ具體的振興策ヲ論ジ、又ナルベク精實論ヲ下ニ論ゼラレタシ。
 - 一、枚數 四百字詰ニテA・B・C共各二百枚以内
 - Aノ中(1)・(2)・(3)ノ何レカノ場合ハ百枚以内
 - 一、賞金 金壹千五百圓 一名
- 二、題目 A・B・C各題トモ五百圓宛
 - △論題A中(1)・(2)・(3)ノ何レカ一題ノミ一等ノ場合ハ(1)ノ賞金貳百圓、(2)・(3)各百五十圓宛
 - △賞金壹百圓 二名
 - △Aノ中(1)ノ賞金四拾圓、(2)・(3)ノ賞金參拾圓トス
 - △B・Cノ賞金各七拾五圓トス
- 三、選外佳作ニ對シテハ記念品ヲ呈ス
 - 一、募集締切 昭和十五年九月三十日
 - 一、入賞發表 昭和十六年一月
 - (1) 入賞論文ノ發表權ハ當會議所ニ屬スルモノトス。(2) 應募者ハ住所、姓名、年齢、職業及簡單ナル履歷ヲ附スルコト。(3) 應募原稿ハ封筒ニ懸賞論文ナル旨ヲ朱記シ日期迄ニ横濱商工會議所調査課宛提出ノ事

所 議 會 工 商 濱 横



總督府圖書館

一 般 用

太平洋戦争

石丸 藤太譯

本書は米國の評論家デリンガー、海軍少佐ガリ、兩氏の共著、其の序によると、膨大した海軍費の納税者をして海軍のことを知り、又海軍の諸問題並に其の下に横はるいろ／＼の事情を明にする爲めに書いたのだとあるが、其の通り極めて論理的且實際的、ありふれた宣傳架空的なものとは趣を異にしてゐる、従つて太平洋戦争の眞の性質を會得するに恰適のものといふて差支ない。

本書に於ては太平洋戦争の主役者は日

米兩國で、英國は歐洲方面の關係上手出しが出来ず、蘇聯が米國に與して日本と戦ひ極東に於ける港灣を米國艦隊に開放することになつてゐる、だが蘇聯が嚴正中立を守る場合も考へ、其の場合の作戰計畫をも詳述して居る。

本書は戦闘力、戦場、戦略上の諸問題、戦争の経過、風の前の世界以上の五篇に分れて居り、全篇を通じて日本に對する觀察としては我が海軍力、經濟力を過少に評價し、又國民精神を解せざる點甚しいものがあるが、日米戦争が兩國にとつて無益の競争であることを競争の結果から證明したのと、太平洋戦争について米人がどんな考を抱いて居るかを極めて率直に知ることが出来る。わが國が支那に於ける聖戦の後始末と歐洲戦争とに直面して今日、而も國際情勢の最も微妙なる場合に當り、太平洋に於ける帝國の地位を認識すると共に洋上國防の知識を少くとも常識の程度に持つべきであり、且つ米國人などが考へて居る太平洋戦争

なども一通り心得て居るべきだと思ふ。
(四六版、三九〇頁、實業之日本社發行、定價一圓八十錢)

青年の進路

植松 安著

著者は臺北帝大教授、先きに本島青年のために「我等の大日本帝國」を公にされたが、同書は各宮家へ献上御嘉納の榮を被つた。其後内地側の要望により、其儘の内容で多少字句等を改めた上、茲に「青年の指針」と改題し、内外地一般に普及せしむることとなつた。

本書の内容は、青年をして我邦に對する信念涵養を深化せしめんとする目的を以て書かれたもので、第一には我國が神國であること、第二には國の上下が平和を好んで、其遂行の爲に精神も身體も頗る強剛武勇であること、第三は當に心を正しく持ち、正しき心に進んで利害を第二にすること、第四には禮儀を重ん

じて、風俗も習慣も禮を主とし、従つて國語も禮儀正しいこと、などを説き、而も此等は皆一々世界無比で、國民が太古より朝夕之を實行して來た其の行爲は、世界無比の日本精神即ち大和魂を築き上げ、更に世界無比の大日本帝國が出来上つて居ることを述べて居る。

本書は前述の如く本島青年のために執筆せられたものを基礎として居る本であるから、本島青年並に之が教育或は指導教化に當らる、諸君は是非之を一讀して、大に皇民化の促進に資せられんことを希望して止まない。

(巻別、一六六頁、東京市麹町區内幸町二ノ三皇學振興會發行、振替東京一四八、三六六番、定價五十錢)

(青少年用)

思ひ出の歌時計

武田 雪夫著

本書は「思ひ出の歌時計」と「踏切端

さんとクロ」の二篇からなる物語集である。情味の溢れた作品で、使用されてゐる語句あたりも難がない。印刷、裝幀等も無難で挿繪も子供向きに上品である。
(新編版、一九二頁、文昭社發行、定價一圓三十錢、小公學校中學年用)

これぞ日本兵

上澤 謙三著

本書は美談ではない。美談以上の目的と意圖とを有するものである。即ち今次の事變に現はれた生々しい事實に即して、さまざまの角度から日本兵を見つめてその強さ、崇高さ、偉大さの理由と原因とを突きとめたものである。こゝには最も端的に明瞭に感動的に日本兵の内と外とを併せ描き出された。正に日本魂の活きた解剖圖であり、綜合像である。だから、讀む者は自然にその精神と氣魄に同化されないでは止まない。本書こそ新しい構想と描寫による軍國少年少女讀本

である。

(四六版、二二七頁、新生堂發行、定價一圓三十錢、小公學校五六年用)

少年少女科學(理化學篇)

鈴木三重吉共編
中谷宇吉郎共編

巻頭に編者(中谷氏)の「日本の科學」と題する序文がある。本文は「太陽の話」三十九篇を十二人の筆者が分擔して書かれたものである。

理化學に關する各般の専門的なことを割合に平易に書いてある。挿繪、寫真も多數入れてあり専門的なもので、しかも立派なものである。讀物としてもよく又参考書としてもよいと思ふ。

(新編版、三〇一頁、富山房發行、定價二圓五十錢、中等學校及青年用)

續て説いた 生物の謎

放送時刻表

(昭和十五年四月一日 至十月三十一日)

平日の分		日曜・祝祭日の分	
時刻	放送内容	時刻	放送内容
7:30	朝の挨拶(ラジオ)	7:30	朝の挨拶(ラジオ)
8:00	朝の新聞(ラジオ)	8:00	朝の新聞(ラジオ)
8:30	朝の音楽(ラジオ)	8:30	朝の音楽(ラジオ)
9:00	朝の雑談(ラジオ)	9:00	朝の雑談(ラジオ)
9:30	朝のニュース(ラジオ)	9:30	朝のニュース(ラジオ)
10:00	朝の音楽(ラジオ)	10:00	朝の音楽(ラジオ)
10:30	朝の雑談(ラジオ)	10:30	朝の雑談(ラジオ)
11:00	朝のニュース(ラジオ)	11:00	朝のニュース(ラジオ)
11:30	朝の音楽(ラジオ)	11:30	朝の音楽(ラジオ)
12:00	朝の雑談(ラジオ)	12:00	朝の雑談(ラジオ)
12:30	朝のニュース(ラジオ)	12:30	朝のニュース(ラジオ)
13:00	朝の音楽(ラジオ)	13:00	朝の音楽(ラジオ)
13:30	朝の雑談(ラジオ)	13:30	朝の雑談(ラジオ)
14:00	朝のニュース(ラジオ)	14:00	朝のニュース(ラジオ)
14:30	朝の音楽(ラジオ)	14:30	朝の音楽(ラジオ)
15:00	朝の雑談(ラジオ)	15:00	朝の雑談(ラジオ)
15:30	朝のニュース(ラジオ)	15:30	朝のニュース(ラジオ)
16:00	朝の音楽(ラジオ)	16:00	朝の音楽(ラジオ)
16:30	朝の雑談(ラジオ)	16:30	朝の雑談(ラジオ)
17:00	朝のニュース(ラジオ)	17:00	朝のニュース(ラジオ)

社団法人 臺灣放送協會

報道に教養に慰安に

使命を果たすラジオ

ローランド著 菊池重三郎譯
本書は最も簡単な形式で、子供たちに生活の明確な概念を植えつけようとする真面目な意圖の下に計畫したもので、彼等が生物に就いて絶えず質問する多種多様なことに答へたものである。尚ほ又彼等の生長と共に學ばなければならぬものが盡く書いてあり、子供の年齢で理解出来るやうに説明してある。
(菊判、一一八頁、新潮社發行、定價一圓六十錢、小公學校四學年以上用)

子ども圖書館
塚原健二郎著
本書は「子ども圖書館」以下全部で二十七篇の著者の作品集である。
三吉物語が十三篇でその大部分をしめ、一節物語が七篇、他に六篇、いづれも兒童の現實生活から取材したもので、最後の「あたため易者」のみは動物童話

である。「田舎へ」「小さな寫眞機」「子ども圖書館」「飯盒遊び」「田舎の繪」を除いて、他は悉く短いものである。何處にも見られる一般家庭の子供の生活風景といつたものが、極く自然に描かれ、讀む子供達の生活的共感を呼び起すものがある。裝幀紙質もよく印刷も鮮明で、挿繪一枚にも行き届いた注意が拂はれてゐる。
手堅い兒童文學書の一つとして小公學校四年以上の兒童に與へたい良書である。
(四六判、二五七頁、中央公論社發行、定價一圓五十錢)

日本精神叢書
現在製作のものは四十六編にして、本年度内には約六十編發行し、尙今後約百編位迄發行の豫定である。
編纂 文部省教務局

昭和十五年五月廿七日開始發行
月三回發行

編輯者 臺灣總督府臨時情報部
印刷所 加藤印刷所
印刷所 小本店印刷所

定價 A6判(ポケット型)
貳拾錢、貳拾五錢、參拾錢及參拾五錢の四種類
五月上旬頃發賣の豫定内容
一、歴代の詔勅(河野省三) 二五錢
一、古事記と垂國の精神(植木直二郎) 二〇錢
一、聖德太子と日本文化(花山信勝) 三〇錢
一、神樂・神歌(志田延義) 二五錢
一、十訓抄と道徳思想(藤岡橋平) 二〇錢

露光量違いにより重複撮影

